

(案)

千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図るために給付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち別表1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設を利用する満3以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。

(3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月（以下、「当該利用月とする」）の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。

ア 当該利用月において子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者。

イ 当該利用月において子育てのための施設等利用給付を受けている、又は受ける予定のある者。

ウ 当該利用月において企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者。

(4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出することとする。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、第3条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請を行った事業者に通知することとする。

(案)

(在籍状況の報告)

第5条 対象施設等は、毎年5月1日及び3月1日における対象幼児の在籍状況について、それぞれの月の月末までに、様式第1号付表により市長に報告することとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第6条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第7条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第8条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第9条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第10条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書兼請求書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出することとする。

2 対象施設等は、前条の申請にあたり、対象幼児の保護者に対して事前に本市の請求方法等を周知するとともに、「領収証兼提供証明書」または「提供証明書」及び「領収証」を交付することとする。

(支給決定等)

第11条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査して給付金を支給することを決定したときは、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（様式第5号）により、支給しないことを決定したときは、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（様式第6号）により、対象幼児の保護者に通知することとする。

(支給の方法)

第12条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、千葉市から直接振り込むことにより支給することとする。

(支給決定の取消し)

第13条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（様式第7号）により対象幼児の保護者に通知する。

(案)

(給付金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第15条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管することとする。

(給付金に関する報告等)

第16条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

第17条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

2 市長は、制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、集団指導による指導を行うことができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和4年度に限り、第4条の規定による対象施設等としての決定又は却下については、市長が必要と認めた場合に限り、申請のあった日より前の日に行うことができる。

(案)

別表1 (第2条関係) 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。</p> <p>ただし、常時2人を下回ってはならない。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>(建物がある場合)</p> <p>集団活動に従事する者の概ね3分の1は(集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人)、幼稚園教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を言う。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252の19第1項の指定都市若しくは同胞第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1校の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。)であること。</p> <p>(建物がない場合)</p> <p>上記に加え、集団活動に従事する者の概ね2分の1は以下を満たすよう努めること</p> <p>(1) 2年以上の自然体験活動の経験のある従事者とする</p> <p>(2) 救急救命講習など、子どもの生命と安全を確保するための講習を受講すること</p>
3. 設備等	<p>(建物がある場合)</p> <p>(1) 集団活動を行う部屋(以下、「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備)及び便所(手洗設備を含む。)があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。</p> <p>(建物がない場合)</p> <p>(1) 荒天時に避難可能な構造物及び設備があること。</p> <p>(2) 便所(手洗設備を含む。)があること。</p> <p>(3) 危険防止や遭難防止の措置がとられていること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>(建物がある場合)</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対し月1回程度定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に設ける建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物。集団活動室を3階に設ける建物は、耐火建築物とすること。</p> <p>(4) 非常用物資の備蓄に努めること。</p> <p>(建物が無い場合)</p> <p>(1) 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要と考えられる措置をとること。</p> <p>(2) 非常災害に対して、活動の環境に対応した具体的計画を立て、これに対し月1回程度定期的な訓練を実施すること。</p>

(案)

	(3) 非常用物資の備蓄に努めること。
5. 集団活動の内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（給食を実施している場合に限る。）	(1) 幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 (2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
7. 健康管理・安全確保	(1) 幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。 (2) 賠償責任保険に加入すること。 (3) 幼児が傷害保険に加入するよう努めること。 (4) 必要な医薬品その他の医療品の常備に努めること。 (建物がない場合) 上記に加え、以下を満たすこと (1) 医師や消防署、警察署への協力要請を行うように努めること
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うとともに、ホームページやSNS、広報誌などで活動の内容を市民に公開すること。
9. 職員・幼児の帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10. 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 (5) 過去2年度分の決算書類が閲覧可能であること
11. 事業実績	令和4年4月時点で3年以上の実績があること。

(案)

第1号様式(第3条関係)

申請日 年 月 日

千葉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設等基準適合審査申請書

(宛先) 千葉市長

申請者所在地 _____
氏名(又は名称) _____
代表者氏名 _____

千葉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第3条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 設置者・施設等

に関する事項について記入してください。

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 — TEL: — — メールアドレス:
代表者名	氏名: 職名:
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 (うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (うち、企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 上記以外の施設
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 — TEL: — — メールアドレス:
施設等の管理者名	氏名: 職名:
事業開始年月日	年 月 日

2. 運営に関する事項について記入してください。

(1) 開園(開校)曜日(開園・開校している曜日全てにレ点を記入)

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日

※ 施設が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な保育時間を記載すること。(2)、(3)も同様)

(2) 開園(開校)期間

週/年間

(案)

(3) 開園（開校）時間 ※24 時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（令和 年 5 月 1 日時点）※1

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児 (※3)	4 歳児	5 歳児	6 歳児 (就学前)	合計	
定員(※2)									
現員									(A) に対する (B) の割合
現員 計(A)									B/A(※5)
無償化対象 現員のうち									
無償化対象計(B) ※4									

※1 申請日が属する年度の前年度 5 月 1 日時点。 3 歳以上の現員（概ね、1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上利用する幼児のみ）については、付表で内訳を提出。

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。

※3 満 3 歳児の定員・現員数は、「3 歳児」欄に記入。

※4 3 歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記載。

※5 本欄の数値が概ね 5 0% を上回る施設は対象施設等とはならないことに留意。

(5) 利用料金等

		利用料（保育料） ※			
		年額	月額	半期	その他
3 歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4 歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5 歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金 ※年額で記入		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

(案)

(6) 職員の配置 (令和 年 5月 1日時点)

①園長・施設長 □常勤 □非常勤 _____人
_____人 常勤換算人数(※)

※一日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入。

[教育・保育業務への従事] □従事する(資格等欄にも記入してください) □従事しない

[資格等] □教員免許 □保育士 □看護師 □准看護師 □基準で定める研修修了者
□その他()

②教育・保育従事者 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人
常勤換算後の人数※ _____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他()					
合計					
上記のうち、講習受講者※					
上記のうち、自然体験活動経験者※					

※建物がない場合に限る

③その他の職員 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他()			
その他()			
合計			

(7) 施設・設備の現況

ア 建物がある場合

居室等の設置状況	室名	保育室・遊戯室	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 m ²	室	室 便器 個	室	室 m ²
屋外遊戯場(園庭)	有(m ²) 無(付近に代替可能な場所 有・無)					
建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他()					

(案)

(イ) 建物がない場合

活動拠点が複数ある場合は、それぞれの拠点について一表ずつ作成してください。

荒天時に避難可能な構造物及び設備※1	
便所（手洗設備を含む。）※1	
危険防止や遭難防止の措置※1	
上記設備等の配置図※2	

※1 それぞれ具体的な内容、設置場所及びか所数を記載してください。

※2 本様式とは別に、地図やパンフレットなどに書き込んだものを添付しても構いません。

(案)

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有 (消防計画： 年 月 日届出、その他の計画 (内規等))		無
防災 (避難・消火等) 訓練	実施 (実施回数 回/年)		未実施
保育室が2階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	適	不適
保育室が3階以上にある	耐火建築物	適	不適
建物が無い場合の 非常災害に対する対策	有	(※一時的に退避可能なスペースの確保など、 具体的な措置の内容を記載)	無
非常用物資の備蓄	有	(具体的な物資の内容及び分量などを記載)	無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施 (実施内容を簡潔に記載)		未実施
健康診断 (幼児)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断 (職員)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等	有 (主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等)		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険 加入	加入	保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ()
	未加入	補償の 内容	

(添付書類)

- 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 施設の平面図 (消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
- 利用案内、パンフレットの類 (利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去3カ年分が必要。)
- 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理、非常災害時の避難計画等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類

(10) 事業実績

事業開始 年月日	年 月 日 (中断等があった場合はその期間) ~					
活動の内容						
開園日 (曜日)					開園期間	週/年間
開園時間 (24 時間で標記)	平日	~	土曜日	~	日曜日	~

※活動内容が分かるパンフレットなどを添付してください。地方自治体の認可、認証等を受けていた場合はその内容がわかるものを添付してください。

対象施設等基準適合審査申請書 付表（現員の内訳書）

（令和 年5月1日時点）

No. ※1	幼児の 在住市町村	3歳以上の在籍幼児 ※3						保 護 者			無償化対象 の有無 ※4 対象 対象外	
		歳児クラス ※2			氏名	フリガナ	生年月日	施設等の利用開 始年月日	氏名	フリガナ		住所
		3歳	4歳	5歳								
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
小 計	計											
	計											
	計											
合 計												

※1 内訳書の順は、「幼児の在住市町村」毎に、歳児クラス毎の幼児名（カナ）の五十音順に記入してください。

※2 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。

※3 対象施設等に概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

※4 「無償化対象の有無」欄は、幼児の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○、受給していない場合は「対象外」欄に○を記入してください。

(案)

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました千葉市地域における小学校就学前の子どもを
対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のと
おり対象施設等として決定しましたので、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対
象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 円／幼児1人
備考	

教示

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(案)

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

教示

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書兼請求書

（宛先）千葉県長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を千葉県が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために千葉県が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
4. 対象月に教育保育給付及び施設等利用給付を受けていない、または受ける予定がないこと
5. 対象月に企業主導型保育事業を利用していないこと

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

申請者	フリガナ		申請 幼児 との 続柄	現住所	〒	—	
	氏名						
	連絡先 ※1 (電話番号)			父携帯	母携帯	自宅	その他 ()
				父携帯	母携帯	自宅	その他 ()

※1 連絡先（電話番号）欄は、確実に連絡がとれる順に記入してください。

2. 申請幼児について記入してください。

申請 幼児 ※2	フリガナ		現住所	〒	—
	氏名				
	生年月日	年 月 日			<input type="checkbox"/> 申請者と同じ

※2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 利用した施設等を記入してください。

フリガナ		所在地	〒	—		
施設・事業名			電話：			
契約している利用料※3	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額	円

※3 該当箇所にはレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 支給申請額を記入してください。

利用年月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※4 ※5	月額基準額(b) ※6	請求額 (aとbを比較して小さい方(c))	支給申請額 左記cの合計
年 月				
年 月				
年 月				

円

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証等）を添付してください。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定（十円未満端数切捨て）して下さい。

※6 月額基準額は、千葉県からの支給申請依頼で記載があった額を記載してください。

5. 給付金の振込先を記入してください。(※7)

金融機関名	金融機関コード	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫 農協・信用組合			口座番号	
支店名	支店コード	口座名義 (カタカナ)		
支店 出張所				

※7 1で記載した申請者と同じ名義の口座に限ります

(案)

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 支給決定兼支払通知書

年 月 日付けで申請がありました千葉市地域における小学校就学前の子どもを
対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次のとおり給付金を支給
することを千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業実施要綱第11条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
支給額	金 円	支給対象月	
支払予定日	年 月 日		
備考			

(案)

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました千葉市地域における小学校就学前の子どもを
対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により申請却下
となりましたので、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活
動事業の利用支援事業実施要綱第11条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下の理由	
備 考	

却下の理由

(案)

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 支給決定取消通知書

年 月 日付けで決定した千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とし
た多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により取り消しましたの
で、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支
援事業実施要綱第13条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
備考	